

議案第 5 4 号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 8 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年亀山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第4条第1項第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

第6条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。